



5 江 監 第 8 7 1 号  
令和 6 年 4 月 1 5 日

江 東 区 長 殿

江東区監査委員	松 土 英 男
同	藏 田 朝 彦
同	釧 先 美 彦
同	河 野 清 史

令和 5 年度随時監査の結果について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 5 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 1 条及び第 2 条第 1 項第 1 号に基づいて行った監査の結果を、同法第 1 9 9 条第 9 項、同基準第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

なお、釧先委員及び河野委員は、就任前のため、本監査には関与していない。

## 令和5年度 随時監査（工事）報告書

### 第1 監査の範囲

#### 1 監査の対象事項

令和5年度実施工事のうち下記工事の施工状況を対象とした。

- (1) 江東区塩浜福祉プラザ改修工事
- (2) 巽橋架替工事（その1）
- (3) 亀堀公園改修工事及び公衆便所改築工事
- (4) 江東区立明治小学校校舎その他改修工事

#### 2 監査の対象部課

- (1) 総務部営繕課
- (2) 土木部道路課、河川公園課
- (3) 教育委員会事務局学校施設課

#### 3 監査の実施期日

令和6年1月26日

### 第2 監査の手続

監査の対象工事について、工事概要調書及び工事工程表等の資料を求め、監査当日は、監査事務局にて、所管課長からの工事概要等の説明、質疑応答等を行った後、各工事現場において関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類との照査突合等、必要と認める監査を実施した。

### 第3 監査の結果

工事は、おおむね適正に進捗しており、特に指摘する事項はない。  
なお、監査の際に散見された軽微な誤りについては、口頭で改善を促した。